

交際費課税

見直しのポイント

企業の経営にとってビジネスをスムーズに進めるための潤滑油的存在ともいえる交際費。国はその交際費について2年続けて課税の見直しを実施しています。とりわけ中小企業にとってメリットの大きい交際費課税の見直しのポイントについて詳述します。

公認会計士・税理士
鯨岡 健太郎

1974年生まれ。2002年公認会計士、2005年税理士登録。2009年に税理士法人ファンオ・コンサルティング設立に社員税理士として参加。

2年連続の見直し

企業の支出する交際費をめぐっては、これを無条件に認めてしまつと「無駄遣いを助長する」という理由から、これまで損金算入額(税務上の経費として認められる額)には一定の制限が付されてきました。また、資本金が1億円を超える中堅・大企業では、交際費はすべて損金不算入(税務上の経費とならない)という取り扱いが続いていました。しかし、経済の活性化などを目的に、2013年度・2014年度と2年続けて、交際費課税が立て続け

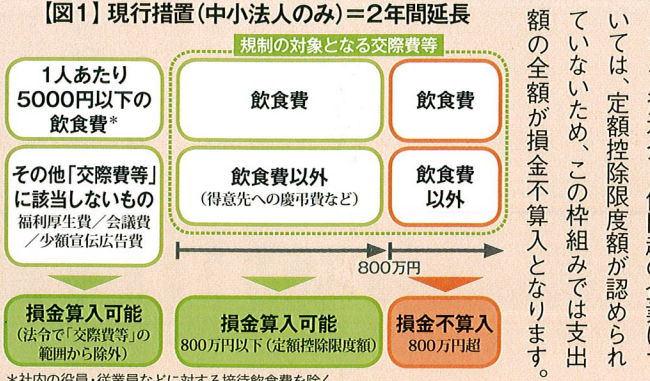
に緩和されました。これにより、企業の交際費支出が増加することが期待されます。そこで本稿では、交際費に関する税務上の取り扱いの変更点について整理するとともに、主に飲食費をめぐると実務上のポイントについてもご紹介したいと思います。

税務上の取り扱い 2つの枠組みが並立

① 定額控除限度額までの損金算入
法人が支出する「交際費等」について、資本金または出資金の額が1億円以下の中小企業については2013年度の税制改正で、年

800万円の支出まで損金算入が認められました(定額控除限度額)。この措置は2014年3月31日までに開始する事業年度が期限と定められていたが、2014年度の改正で2年間延長されています。この場合の損金算入は、交際費の内容が飲食費かどうかは問われませんので、得意先への慶弔費など飲食費以外の交際費も合算して800万円まで損金算入ができます。一方、得意先との飲食費のうち1人あたり5000円以下の支出は、交際費の範囲から除かれているほか、福利厚生費、会議費、少額宣伝広告費などに該当するものも交際費か

ら除外されていて、これらについては別枠で損金算入が可能です。これらをまとめたものが「図1」になります。



※社内の役員・従業員などに対する接待飲食費を除く。

算入が可能です。詳細は「図2」をご参照下さい。この規定は2年間の時限措置で、2014年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する事業年度において適用されます。



※社内の役員・従業員などに対する接待飲食費を除く。

実務上の留意点

飲食費については、「誰」と飲食したかが重要なポイントとなります。また、1人あたりの金額次第では、交際費等に該当することなく損金算入することがありますので、飲食費に関する情報をきちんと保存することが重要です。

たとえば飲食のたびに、①接待年月日・店名・所在地、②飲食の相手方、③業務上の関係、④参加人数、⑤支出金額、⑥1人あたりの金額(⑤÷④)を記載した書類を作成し、ここに領収書を貼り付けるといった備えをしておけば、税務調査などでもしも主張することができます。

経営ワンポイント 交際費課税見直しのポイント

② 飲食費の半額の損金算入

①の取り扱いとは別に、2014年度の税制改正では、交際費のうち飲食費に限り、支出した金額の半額を損金算入できるという取り扱いが新設されました。これは損金算入額の上限はなく、また、中小企業にとどまらずすべての法人が適用対象となりますが、飲食費以外の交際費は損金不算入となります。この場合も前述した1人あたり5000円以下の飲食費や福利厚生費などは対象外で、別枠での損金

損金算入できる 飲食費の範囲

支出額の半額を損金算入できる飲食費は、あくまでも得意先、仕入先などの「事業に係る者」に対する接待として飲食費を支出した場合に限られます。もっぱら社内の役員や従業員のみに支出する費用(いわゆる社内接待費)は含まれ

※当資料に記載の内容は、平成26年4月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。